

## 紹介パートナー取引基本約款

ITX 株式会社と紹介パートナーは、ITX 株式会社（以下「ITX（以下同様です）」という）が提供するサービス（以下「本サービス」という。）の取次等に関し、その基本的事項について以下の紹介パートナー取引基本約款に同意し、契約（以下「本契約」という。）を締結した。

### 第 1 条（目的）

ITX と紹介パートナーは、相互に協力して本サービスの販売拡充に努め、もって相互の恒久的繁栄を図るために本契約を締結する。

### 第 2 条（定義）

本契約において、本サービスとは別紙記載のすべてのサービスを指す。

### 第 3 条（業務の委託）

ITX は、紹介パートナーに対し、本契約に定めるところに従い、本サービスに関して別紙記載の業務（以下「取次業務」という。）を委託し、紹介パートナーはこれを受託した。

### 第 4 条（再委託）

紹介パートナーは、取次業務の全部または一部を第三者に再委託することができない。

### 第 5 条（業務遂行責任）

紹介パートナーは取次業務の遂行上、自己と取次業務の対象となる顧客（以下「顧客」という）または三者との間で生じた問題について一切の責任を負うものとし、万一顧客その他の第三者に損害を与えもしくはこれらの者との間で紛争が生じた場合、またはそのおそれがある場合は、ただちにその旨を ITX に対して書面にて報告するとともに、ITX の指示に従い、自己の責任と費用負担において一切を処理解決するものとする。但し、かかる問題の原因が、ITX が顧客に対して提供する本サービスその他、ITX の指示に起因するものである場合については、この限りではない。

### 第 6 条（顧客サポート）

- 1.本サービスにおける顧客サポートは、原則として ITX が行うものとする。ただし、紹介パートナーは、自らの取次による顧客に対してのみ、自己の責任と負担において、顧客サポートを行うことができるものとする。
- 2.前項により紹介パートナーが顧客に対して行ったサポート業務について、ITX は一切の責任を負わないものとし、紹介パートナーはその旨顧客に対して明示するものとする。

### 第 7 条（紹介パートナーの義務）

1. 紹介パートナーは、顧客から本サービスへの申込があった場合、ITX が独自の判断基準に基づき、顧客の申込を断る場合がありえることを了承し、取次業務を行う際、顧客に対してもその旨説明し、その同意を得るものとする。
2. 紹介パートナーは、一切の取次業務を自らの責任と負担で行うものとする。

#### 第 8 条（本サービスの変更、廃止）

1. ITX は、本サービスの内容の全部または一部を紹介パートナーに通知することなく、変更、修正、追加または削除する権利を有するものとする。
2. 障害、不測の事故等、ITX により本サービスの復旧が困難と判断された場合、ITX は紹介パートナーに通知することなく本サービスを廃止することができる。
3. ITX は、本条第 1 項および第 2 項により生じた紹介パートナーの損害について直接、間接を問わず、一切の責任を負わないものとする。

#### 第 9 条（手数料）

1. ITX は紹介パートナーに対し、紹介パートナーによる取次業務遂行の手数料として、紹介パートナーによる取次業務の結果、顧客がサービス利用約款に従い初回利用料を支払い、実際に利用を開始した本サービスにつき、別紙に定めるところに従い算出される金額を、別紙に定める条件に従い支払うものとする。
2. ITX が本サービスに対し提供する各種キャンペーン、その他割引設定については、紹介パートナーに個別に告知をしたもの、および紹介パートナーを対象とする旨を対象と明記しているもの以外は、対象外とする。

#### 第 10 条（秘密保持）

1. 紹介パートナーは、ITX より秘密である旨を明示された情報（以下「秘密情報」という）を秘密として保持し、それに必要な措置を講じるものとする。但し、次の各号の情報については、この限りではない。
  - (1) 開示を受けたときに既に公知であったもの
  - (2) 開示を受けたときに既に自己が有していたもの
  - (3) 開示を受けた後に故意、過失その他自己の責に帰すべき事由によらないで公知となったもの
  - (4) 開示を受けた後に第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得したもの
  - (5) 開示の前後を問わず独自に開発したことを証明し得るもの
  - (6) 法令の適用、または裁判所もしくは行政機関等の命令等により開示することを要求されたもの
2. 紹介パートナーは、本契約の期間中はもとより、その期間終了後においても、ITX の書面による事前の承諾を得ないで秘密情報を第三者に開示、漏洩してはならない。

#### 第 11 条（目的外使用の禁止）

紹介パートナーは、秘密情報を本契約遂行のためにのみ使用するものとする。

#### 第 12 条（知的財産権）

紹介パートナーは、ITX の書面による事前の承諾を得なければ、相手方の特許権、実用新案権、意匠権、商標権、ノウハウ、コンピュータープログラムその他の著作権等の知的財産権を実施・使用等してはならない。

#### 第 13 条（個人情報の保護）

1.ITX および紹介パートナーは、取次業務に関連して知り得た個人情報（以下「個人情報」という）について、これを保護し、その取得、管理、利用、第三者に対する提供等に関し、適正な取り扱いをしなければならない。

2.ITX および紹介パートナーは、個人情報を第三者に漏洩、または取次業務遂行以外の目的に使用してはならないものとする。

3.紹介パートナーは、個人情報について、次の各号に規定する適正な管理および運用をする義務を紹介パートナーが負い履行することならびに紹介パートナーが禁止行為を行わないことを、ITX に対して誓約および保証するものとする。

（1） 偽りの手段および不正の手段により個人情報を取得してはならないこと

（2） 個人情報の保護に関する法律およびその他関連法令を遵守すること

（3） 個人情報を保護するために必要な措置を講ずること

（4） 紹介パートナー契約の有効期間中はもちろんのこと、有効期間の終了後も個人情報の秘密を保持し、第三者に個人情報を一切開示および漏洩してはならないこと

（5） 紹介パートナーは、従業員に対してその在籍中および退職後も個人情報を保護する義務を負わせなければならないこと。なお、当該従業員が違反した場合、乙が秘密保持義務に違反したのものとして一切の責任を負わなければならない

（7） 通信ネットワークを利用して個人情報の送受信を行う場合はもちろんのこと、これを行わない場合においても、通信の安全および秘密保持を図るための不正アクセス対策等について、内部規定およびマニュアルを策定し実施しなければならないこと

（8） 個人情報の漏洩等の事故が発生した場合、直ちに ITX に対して報告しなければならないこと

#### 第 14 条（法令遵守）

紹介パートナーは、本契約に関連する法令を遵守するものとする。

#### 第 15 条（権利義務の譲渡等）

紹介パートナーは、ITX の書面による事前の承諾を得ない限り本契約から生じる権利義務の全部または一部を第三者に譲渡し、または担保に供してはならない。

#### 第 16 条（禁止条項等）

1.紹介パートナーは、取次業務の遂行に際して、次の各号の一に該当する行為を行ってはならない。

（1） ITX の書面による事前の承諾なしに ITX に代わって本サービスの利用契約を締結すること。

(2) 紹介パートナーが、ITX の事前の許可なく顧客が直接申込可能な専用申込フォームを、WEB サイトやメールマガジン（ただし、これらに限定されない。）などで不特定多数に公開し、顧客または第三者の取次を行うこと。

(3) 申込の意思のないことが明確な顧客、または第三者を、申込顧客として別紙記載の取次業務内容に従い取次を行うこと。

(4) 顧客に対し、短期間の利用を前提とした案内を行うこと。

(5) 本サービスについての虚偽の説明や、取次について強引な手法をとること。

(6) ITX の信用・名譽を棄損し、またはその恐れのある行為を為すこと。

(7) なりすまし、架空名義など虚偽の内容で取次すること。

(8) 単独で、もしくは顧客と共謀して、手数料を不正または ITX が認める方法によらずして獲得すること。

(9) 第 1 条に反する、もしくはそぐわない目的により紹介すること。

(10) ITX の利益に相反すること

(11) ITX と紹介パートナーとで別途協議のうえ決定したこと

2.紹介パートナーは、前項の行為により ITX、または第三者に損害を与えた場合には、自らの責任において解決するとともに、当該損害を賠償しなければならないものとする。

3.本条第 1 項各号に該当する行為と ITX が判断した場合には、本規約第 18 条第 1 項を適用するものとし、紹介パートナーは一切の異議申し立て、請求等を行わないものとする。また、当該分が成約した場合でも、成約件数から除外するものとする。既に手数料が支払われている場合は、ITX からの請求に基づき、30 日以内に全額返金するものとする。その際の振込み手数料は、紹介パートナーが負担するものとする。

#### 第 17 条（通知義務）

紹介パートナーは、本契約の締結後、次の各号の一に該当する事態が発生した場合またはそのおそれがある場合は、ただちに相手方に書面をもって通知しなければならない。

(1) 営業または事業の譲渡、合併その他経営上の重要な変更

(2) 商号、代表者、担当者、住所、電話番号、メールアドレス等の連絡先の変更

(3) 手数料支払口座の変更

(4) その他、相手方との取引に重大な変更をおよぼすもの

#### 第 18 条（契約の解除）

1.ITX および紹介パートナーは、当事者の一方に本契約に違反する行為がある場合において、相当の期間を定めて書面をもって催告したにもかかわらず、かかる違反が是正されない場合は、ただちに本契約を将来に向かって解除できるものとする。

2.当事者の一方に次の各号の一に該当する事由が生じた場合には、相手方は、催告せずただちに本契約を将来に向かって解除できるものとする。

(1) 自ら振り出し、または裏書した手形または小切手が 1 通でも不渡処分を受けたとき、または支払

停止状態に至ったとき

- (2) 租税公課の滞納処分を受けたとき
- (3) 自らの債務不履行により、差押等の強制執行、仮差押、仮処分等を受けたとき
- (4) 任意整理手続が開始された場合、または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算の申立がなされたとき
- (5) 解散、合併または事業の全部または重要な一部の譲渡を決議したとき
- (6) 監督官庁から営業取消、営業停止等の処分を受けたとき
- (7) 財産状態の悪化、またはそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき
- (8) 自己または従業員が暴力団、暴力団員、暴力団関係団体、暴力団関係者またはその他の反社会勢力（以下「暴力団等」という）であるとき、または自己が暴力団等であったとき

#### 第 19 条（期限の利益の喪失）

ITX および紹介パートナーは、第 18 条第 1 項に定める契約の解除がなされたとき、または第 18 条第 2 項各号の一に該当する事由が発生した場合は、相手方に対する一切の債務について、通知・催告を受けなくても当然に期限の利益を喪失し、ただちに相手方に弁済しなければならない。

#### 第 20 条（損害賠償）

ITX および紹介パートナーは、第 18 条の事由が発生した場合、解除権の行使の有無にかかわらずこれにより被った損害の賠償を相手方に請求できる。

#### 第 21 条（契約終了後の措置）

ITX および紹介パートナーは、本契約終了後、秘密情報およびその記録媒体の一切を契約終了日から 10 日以内に、情報開示者の指示に従い、返還または消去するものとする。

#### 第 22 条（残存義務）

本契約の期間満了後または解除後においても、次の各条項は引き続き有効とする。

- 1) 第 5 条に定める業務遂行責任に関する事項
- 2) 第 8 条に定める本サービスの変更・廃止に関する事項
- 3) 第 10 条に定める秘密保持に関する事項
- 4) 第 12 条に定める知的財産権に関する事項
- 5) 第 13 条に定める個人情報の保護に関する事項
- 6) 第 14 条に定める法令遵守に関する事項
- 7) 第 25 条に定める合意管轄裁判所に関する事項

#### 第 23 条（有効期間）

本契約の有効期間は本契約の締結の日から 翌年の 3 月末日とし、期間満了の 2 ヶ月前までに ITX または紹介パートナーのいずれからも書面による終了の意思表示がない限り、本契約は自動的に 1 年間延長され

るものとし、以後も同様とする。

#### 第 24 条（本契約の変更）

1.ITX は、本契約の内容を紹介パートナーに予告することなく変更ができるものとし、紹介パートナーは変更後の内容に従うことを同意するものとする。

2.前項により、本契約の内容が変更された場合、ITX は変更された本契約の内容を本サービスのホームページに掲載するものとし、その旨を ITX の定める方法で、紹介パートナーに通知するものとする。

#### 第 25 条（専属的合意管轄裁判所）

本契約に関し ITX と紹介パートナーとの間に紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

#### 第 26 条（協議事項）

本契約に関する解釈上の疑義を生じた場合、または規定のない事項については、両当事者は信義誠実をもって協議のうえ解決する。

#### 附則

1. この紹介パートナー取引基本約款は 2010 年 6 月 1 日に制定し、即日実施します。

## 【別紙】

### ■本サービスの内容

携帯サイト構築 CMS「MobileController」

### ■取次業務の内容

- 1.見込み客および顧客に対する本サービスの提案および申込に関する説明
- 2.見込み客および顧客からの本サービスへの申込に関するサポートおよび取次
- 3.上記に付随して、随時 ITX が指定する業務

### ■手数料

手数料は、以下に定める基本料金（プラン）の月額利用料（初回および更新）に関する手数料のみとする。  
（下記、全て税込）

プラン名	携帯サイト作成プラン			携帯ネットショッププラン			携帯販促プラン		
契約期間	1ヶ月	6ヶ月	12ヶ月	1ヶ月	6ヶ月	12ヶ月	1ヶ月	6ヶ月	12ヶ月
支払額/件	¥1,500	¥8,500	¥15,100	¥2,500	¥13,600	¥23,600	¥2,500	¥13,600	¥23,600

### ■支払い条件

- 1.顧客が、サービスを利用開始（初回入金およびサービス開通）しているものを支払対象とする。
- 2.顧客が ITX が定める支払期限までにサービス更新費用が支払われたものを支払対象とする。
- 3.利用開始から 36 ヶ月が経過した契約については、支払対象としない。
- 4.保有する利用契約数を毎月末日に締め、四半期分をまとめて支払い日に支払うものとする。
- 5.振込手数料は、紹介パートナーの負担とし支払い手数料から振込手数料を差し引いた額を支払うものとする。

### ■支払方法

- ・支払対象契約締め日 : 毎月月末
- ・支払日 : 「4月～6月対象分」→7月末日、「7月～9月対象分」→10月末日、  
「10月～12月対象分」→1月末日、「1月～3月対象分」→4月末日
- ・支払方法 : 銀行振込

※ キャンペーンによる利用料の値引き等、定価と異なる価格にて顧客に提供する場合は、別途 ITX が通知する手数料を適用する。

※ 基本料金の初期費用およびオプションサービスは手数料の対象外とする。

実施日 2010年6月1日